

令和2年度包括外部監査 指摘事項・意見一覧

テーマ：公有財産の管理に関する事務の執行について

	部課名	概要	指摘事項・意見の内容	左記措置
指摘1	監理課	行政財産への分類換【廃道敷地（能美市徳山町）】	当該土地は、道路区域に編入済みであり、事業の用に供されていることから、分類換を実施し行政財産に変更する必要がある。なお、本報告書作成時点で、行政財産への分類換は完了しているとのことである。	令和2年10月に行政財産（道路敷地）へ分類換を行った。
指摘2	監理課	所属換の実施【 " 】	所属換を実施し、当該土地の所管課を土木部道路整備課に変更する必要がある。なお、本報告書作成時点で、土木部道路整備課への所属換は完了しているとのことである。	令和2年10月に土木部道路整備課に所属換を行った。
指摘3	監理課	道路占用許可手続の実施【 " 】	当該土地は行政財産であるため、舗装部分に関し、道路占用許可手続を実施する必要がある。なお、本報告書作成時点で、南加賀土木総合事務所において道路占用許可済みとのことである。	令和3年2月に南加賀土木総合事務所にて道路占用許可を実施した。
指摘4	監理課	電柱敷地料の徴収漏れ【廃道敷地（金沢市鞆筒町）】	電力会社から電柱敷地料を徴収する必要がある。なお、現地視察後に電力会社へ貸付申請手続を実施するよう調整済みであり、また、民法上の不当利得返還請求権に基づき、過去10年分の電柱敷地料の徴収を行う予定とのことである。	令和3年4月に電力会社と有償貸付契約を締結し、貸付料を徴収すると共に、不当利得返還請求権に基づき、平成23年度から令和2年度までの貸付料相当額の徴収を行った。
指摘5	監理課	貸付申請手続の実施【紀の川廃川敷地（珠洲市三崎町）】	県道28号に隣接する県有地は普通財産であり、珠洲市が防火水槽を設置しているため、珠洲市に貸付申請手続を実施するよう促す必要がある。なお、現地視察後に珠洲市と貸付契約済みとのことである。	令和3年3月に珠洲市と無償貸付契約を締結した。
指摘6	河川課	行政財産への分類換【伏見川関連用地】	河川区域内にある土地や、用水堰施設が設置されている土地は事業の用に供されていることから、分類換を実施し行政財産に変更する必要がある。なお、本報告書作成時点で、行政財産への分類換は完了しているとのことである。	令和2年10月、令和2年12月に行政財産へ分類換を行った。
指摘7	河川課	占用許可申請手続の実施【 " 】	河川区域内にある県有地は行政財産であり、同町会がごみステーションを設置しているため、河川占用許可の申請手続を実施するよう促す必要がある。なお、本報告書作成時点で、同町会は許可申請手続済みとのことである。	令和2年11月に町会に対し河川占用許可申請手続を実施するよう促し、令和3年2月に許可手続を完了した。
指摘8	庶務課	能登高等学校生和園農場の財産区分【能登高等学校生和園農場】	財産区分を普通財産に変更する必要がある。	令和3年3月に普通財産へ分類換を行った。

	部課名	概要	指摘事項・意見の内容	左記措置
意見 1	管財課	土地の利活用状況に関する全庁的な把握【公有財産の管理体制】	県管財課資産活用室は、売却が可能な土地を把握するだけでなく、普通財産とされており、かつ売却が困難な土地の情報提供を各所管課に依頼する必要がある。売却が困難な土地の情報提供に当たっては、有償貸付け、無償貸付け、譲渡与、他課使用、現状維持のいずれに区分するのが望ましいか、各所管課の所見も併せて依頼する必要がある。	全ての県有財産（土地、建物 ※適用除外財産除く）の現況調査を実施。（令和3年7月30日各部局に照会済） ※適用除外財産 道路法、河川法、港湾法及び漁港漁場整備法に基づく公共土木施設の用に供する公有財産等
意見 2	管財課	土地に関する協議会等の設置【 " 】	意見01で記載したことを踏まえ、土地ごとに、売却、有償貸付け、無償貸付け、譲渡与、他課使用、現状維持等の将来像を判断する協議会、委員会等の会議体の設置が必要である。開催頻度は、土地の入札手続を実施する回数を踏まえ、最低年3回から4回程度とするのが望ましいと考えられる。	未利用となっている土地については、今後、他部局での利用の可能性もあることから、現況調査の結果を踏まえ、狭小地など単独利用が困難な土地を除き、令和3年3月に他部局へ情報提供を行った。 令和4年度以降も、現況の変更有無を確認するとともに、庁内連絡会等を通じ他部局と情報共有を行う。
意見 3	管財課	土地開発基金の一部取崩し【土地開発基金】	県の基準地価平均の推移や過年度の土地先行取得に要した金額等を踏まえて、毎年度末を基準に、土地開発基金の適正な金額水準を算定するようにして、余剰が発生した場合、一般会計に繰り入れることも検討する必要がある。	今後、土地の価格上昇の可能性は低いとしても、機動的な土地取得の必要性が無くなるとは言えず、現時点で廃止や一部処分を判断することは難しい。 県の長期的な政策方針を考えていく中で、当該基金の必要性についても適宜見直しを図っていくこととする。
意見 4	人事課	照明設備の更新【格技場、第二体育館】	照明設備をLEDランプに変更する等して、光熱費の削減余地を計画的に検討する必要がある。	これまで水銀灯の交換に合わせてLEDランプへの取替を進めてきたところであり、現在のLEDランプ化率は50%程度である。 今後も引き続き水銀灯の交換に際し、LEDランプへの取替を進めることとし、電気料金の削減を進めたい。 なお、更新に当たっては、一度に複数のLEDランプへの更新を行うなど、経費を抑える工夫を行うこととしている。
意見 5	管財課	津幡用地の処分と状況把握【津幡用地】	津幡用地は、県として利用見込みのない土地であるが、売却等の処分に調整を要すると考えられることから、意見01に記載した土地の利活用状況に関する全庁的な把握を実施する際、適切な区分を行う必要がある。	当該財産は、財産所管課において利活用の見込みがない財産であるが、立地条件が悪いため、売却処分等が難しい。 また、意見02のとおり他部局へ情報提供したところであるが、他部局でも利活用の見込みがない場合は、引き続き、適切な財産管理に努め、処分や貸付等の利活用が可能な状況になれば適切に対応する。
意見 6	管財課	地目等の修正検討【 " 】	津幡用地の地目等について、現況に合う適切なものに修正するかどうか検討する必要がある。	法務局に確認したところ、「建物を建てるなど土地の利用状況に変更がない場合は、地目の変更は不要」とのことだった。今後、地目の変更が必要な状況になれば適切に対応する。
意見 7	総務課	旧県立大学附属経営農場用地の処分と状況把握【旧県立大学附属経営農場】	旧県立大学附属経営農場用地は、処分に調整を要すると考えられることから、意見01に記載した土地の利活用状況に関する全庁的な把握を実施する際、適切な区分を行う必要がある。	当該財産は、財産所管課において利活用の見込みがない財産であるが、大規模画地のため売却処分等が難しい。 また、意見02のとおり他部局へ情報提供したところであるが、他部局でも利活用の見込みがない場合は、引き続き、適切な財産管理に努め、処分や貸付等の利活用が可能な状況になれば適切に対応する。

	部課名	概要	指摘事項・意見の内容	左記措置
意見 8	総務課	旧県立大学附属経営農場用地の利活用可能性 【 " 】	旧県立大学附属経営農場用地のうち、イチョウ並木がある部分については、観光資源として利活用する余地があるようにも思われる。宝達志水町との協議を再開し、利活用の方法を検討する必要がある。また、利活用の方法の検討に当たっては、観光企画課等、観光に精通した課の協力を得るのが効率的であると考えられる。	利活用の方法については、宝達志水町と協議を行っているところであるが、広大な面積を有効活用できる策が浮かんでいない状況である。今後は、観光部局や商工労働部等、観光面にこだわらず、商業誘致等、多方面から利活用に向けた協議をしたいと考えている。
意見 9	総務課	地目等の修正検討 【 " 】	旧県立大学附属経営農場用地の地目等について、現況に合う適切なものに修正するかどうか検討する必要がある。	法務局に確認したところ、「建物を建てるなど土地の利用状況に変更がない場合は、地目の変更は不要」とのことだった。今後、地目の変更が必要な状況になれば適切に対応する。
意見 10	市町支援課 庶務課	旧能登北部保健福祉珠洲地域センター所長公舎等用地の処分と状況把握 【旧能登北部保健福祉珠洲地域センター所長公舎、旧飯田高等学校教職員公舎】	旧能登北部保健福祉珠洲地域センター所長公舎等は、処分に調整を要すると考えられることから、意見01に記載した土地の利活用状況に関する全庁的な把握を実施する際、適切な区分を行う必要がある。	当該財産は、財産所管課において利活用の見込みがない財産であるが、公図混乱地域のため売却処分等が難しい。 また、意見02のとおり他部局へ情報提供したところであるが、他部局でも利活用の見込みがない場合は、引き続き、適切な財産管理に努め、処分や貸付等の利活用が可能な状況になれば適切に対応する。
意見 11	市町支援課 庶務課	珠洲市との協議 【 " 】	県としては、当該用地を処分するためには、珠洲市に働きかけるしかないが、珠洲市としても測量のやり直しは多額のコストが見込まれ、費用対効果の観点から、測量が進んでいないものと考えられる。解決のためには、当該不動産を珠洲市に譲渡するか、等価交換により別の土地を交換取得するプラン等が考えられるが、いずれにせよ、珠洲市と問題認識の再共有は図る必要がある。	珠洲市に対して改めて公図の修正を依頼したところ、費用等を考慮すると公図の修正は困難のことだった。今後とも継続的に珠洲市と協議を行っていくこととした。
意見 12	監理課	廃道敷地（小松市上荒屋町）の処分と状況把握 【廃道敷地（小松市上荒屋町）】	廃道敷地（小松市上荒屋町）は、処分に調整を要すると考えられることから、意見01に記載した土地の利活用状況に関する全庁的な把握を実施する際、適切な区分を行う必要がある。	当該財産は、財産所管課において利活用の見込みがない財産であるが、立地状況が悪く（不整形地）売却処分等が難しい。 引き続き、適切な財産管理に努め、処分や貸付等の利活用が可能な状況になれば適切に対応する。 なお、当該財産については、意見01の調査結果から、他部局での利用の可能性は非常に低いため、情報提供は行っていない。
意見 13	監理課	道路区域への編入等 【 " 】	売却可能性が低いと考えられ、また、県道に隣接していることから、道路区域への編入等を検討する必要がある。	当該土地については、県道の付替えにより昭和36年に廃道処分を行っており、現時点においても廃道処分の理由となった状況に変化はない。 令和3年8月に定期的なパトロール等にて随時状況確認を行うよう、所管の土木事務所に通知を行っており。 （令和3年9月にパトロール実施済）状況に変化があった場合は、再度の道路区域への編入等も含めて検討を行いたい。
意見 14	監理課	廃道敷地（能美市徳山町）の除外 【廃道敷地（能美市徳山町）】	廃道敷地（能美市徳山町）は、道路区域に編入されていたことから、意見01に記載した土地の利活用状況に関する全庁的な把握を実施する際、状況を確認の上、整理する必要がある。	令和2年10月に行政財産（道路敷地）に分類換を行うとともに、道路の管理所属である土木部道路整備課に所属換を行った。

	部課名	概要	指摘事項・意見の内容	左記措置
意見15	監理課	犀川廃川敷地の処分と状況把握 【犀川廃川敷地（金沢市本江町、御影町）】	犀川廃川敷地は売却実績があるとはいえ、一部に行き止まりである土地等があり、処分に調整を要すると考えられることから、意見01に記載した土地の利活用状況に関する全庁的な把握を実施する際、適切な区分を行う必要がある。	当該財産は、財産所管課において利活用の見込みがない財産であるが、立地状況が悪く（一部に行き止まり部分有）売却処分等が難しい。 また、意見02のとおり他部局とも情報共有をおこなっているが、現時点では他部局でも利活用の見込みがない状況である。 引き続き、適切な財産管理に努め、処分や貸付等の利活用が可能な状況になれば、適切に対応していきたい。
意見16	監理課	法律上の原因に基づかない県有地利用者への対応 【 " 】	県有地に自動車を駐車している者に対し、無断利用を行わないよう注意を促す必要がある。また、定期的なパトロール等を実施し、再発防止に努める必要もある。	パトロール（令和2年12月、令和3年9月に実施）にて、駐車車両の所有者に無断利用を行わないよう注意を促した。 また、令和3年8月、定期的なパトロール等にて無断利用等がないか随時状況確認を行うよう、各土木事務所に通知した。
意見17	監理課	売却交渉の早期化 【 " 】	隣地所有者に購入意欲があるとはいえ、購入が確定する前から使用されるのは望ましくない状況である。売却交渉を早期に行い適切な対価で売却する必要がある。	隣地所有者と売却交渉中。
意見18	監理課	売却交渉の再開 【廃道敷地（金沢市北袋町）】	売却交渉が長期にわたって実施されていないため、隣地所有者の購入意欲が薄れてしまう可能性がある。売却交渉の再開を早期に行う必要がある。	令和3年7月、隣地所有者との売却交渉を再開した。
意見19	監理課	廃道敷地（金沢市宮野町東部）の処分と状況把握 【廃道敷地（金沢市宮野町東部）】	廃道敷地（金沢市宮野町東部）は、処分に調整を要すると考えられることから、意見01に記載した土地の利活用状況に関する全庁的な把握を実施する際、適切な区分を行う必要がある。	当該財産は、財産所管課において利活用の見込みがない財産であるが、立地状況が悪く（不整形、一部隣接地所有者による利用）売却処分等が難しい。 引き続き、適切な財産管理に努め、処分や貸付等の利活用が可能な状況になれば適切に対応する。 なお、当該財産については、意見01の調査結果から、他部局での利用の可能性は非常に低いと見られ、情報提供は行っていない。
意見20	監理課	法律関係の整理 【 " 】	法律関係について、法律専門家に相談を行い、適切な対応をとる必要がある。	法律専門家に相談を行いながら、売却交渉中。
意見21	監理課	廃道敷地（金沢市鞆筒町）の処分と状況把握 【廃道敷地（金沢市鞆筒町）】	廃道敷地（金沢市鞆筒町）は、処分に調整を要すると考えられることから、意見01に記載した土地の利活用状況に関する全庁的な把握を実施する際、適切な区分を行う必要がある。	当該財産は、財産所管課において利活用の見込みがない財産であるが、立地状況が悪く（法面部分が含まれている等）売却処分等が難しい。 また、意見02のとおり他部局へ情報提供したところであるが、現時点では他部局でも利活用の見込みがない状況である。 引き続き、適切な財産管理に努め、処分や貸付等の利活用が可能な状況になれば適切に対応する。

	部課名	概要	指摘事項・意見の内容	左記措置
意見2 2	監理課	道路区域への編入等 【 " 】	県道に隣接していることから、道路区域への編入等を検討する必要がある。	当該土地については、道路改良で不要となり平成7年に廃道処分を行っており、現時点においても廃道処分の理由となった状況に変化はない。 令和3年8月に定期的なパトロール等にて随時状況確認を行うよう、所管の土木事務所に通知を行っており。 (令和3年9月にパトロール実施済) 状況に変化があった場合は、再度の道路区域への編入等も含めて検討を行いたい。
意見2 3	監理課	松波川廃川敷地の処分と状況把握 【松波川廃川敷地】	松波川廃川敷地は、処分に調整を要すると考えられることから、意見01に記載した土地の利活用状況に関する全庁的な把握を実施する際、適切な区分を行う必要がある。	当該財産は、財産所管課において利活用の見込みがない財産であるが、立地状況が悪く(不整形、境界不明確(道路敷貸付箇所除く))売却処分等が難しい。 引き続き、適切な財産管理に努め、処分や貸付等の利活用が可能な状況になれば適切に対応する。 なお、当該財産については、意見01の調査結果から、他部局での利用の可能性は非常に低いため、情報提供は行っていない。
意見2 4	監理課	境界の明確化 【 " 】	「県有地境界標柱設置要領について」に従い、境界標柱の設置等により、県有地と隣接地との境界を明確にする必要がある。しかし、境界の明確化に当たっては、再度の測量等が必要になり、経済性の観点から、必ずしも適切な対応とは言い切れないと考えられる。そこで、法律専門家に相談し、隣地所有者に対する適切な対応を検討する必要がある。	当該財産のうち、町に貸付している土地を令和3年11月に測量したところ、隣地所有者の石が置かれている町道に接する土地も県有地であることが判明した。 隣地所有者がその土地の購入意思を示したことから、売却交渉中。
意見2 5	監理課	紀の川廃川敷地の処分と状況把握 【紀の川廃川敷地】	紀の川廃川敷地は、処分に調整を要すると考えられることから、意見01に記載した土地の利活用状況に関する全庁的な把握を実施する際、適切な区分を行う必要がある。	当該財産は、財産所管課において利活用の見込みがない財産であるが、立地状況が悪く(不整形、草木繁茂(道路敷貸付箇所除く))売却処分等が難しい。 引き続き、適切な財産管理に努め、処分や貸付等の利活用が可能な状況になれば適切に対応する。 なお、当該財産については、意見01の調査結果から、他部局での利用の可能性は非常に低いため、情報提供は行っていない。
意見2 6	監理課	紀の川廃川敷地の譲渡与の検討 【 " 】	市道の一部とされている土地の譲渡与は、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第3条第1号にいう「他の地方公共団体等において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供する」場合に該当するものと考えられる。したがって、当該土地について、珠洲市に対し、譲与するか、又は時価よりも低い価額で譲渡するかどうか検討する必要がある。	市有地との交換も含め、珠洲市と処理方針を協議している。
意見2 7	河川課	伏見川関連用地の処分と状況把握 【伏見川関連用地】	伏見川関連用地の隣地との境界が不明確な部分については、処分に調整を要し、また、河川区域にある土地は売却できるものではないから、意見01に記載した土地の利活用状況に関する全庁的な把握を実施する際、適切な区分を行う必要がある。	令和3年度に、河川管理上必要のない単独利用が困難な土地の一部を隣接地所有者に売却済。 引き続き、適切な財産管理に努め、処分や貸付等の利活用が可能な状況になれば適切に対応する。

	部課名	概要	指摘事項・意見の内容	左記措置
意見 2 8	河川課	境界の明確化 【 " 】	「県有地境界標柱設置要領について」に従い、境界標柱の設置等により、県有地と隣接地との境界を明確にする必要がある。しかし、境界の明確化に当たっては、再度の測量等が必要になり、経済性の観点から、必ずしも適切な対応とは言い切れないと考えられる。そこで、県有地である旨の看板を設置し、境界を明確にするのと近似した効果が得られる措置をとる必要がある。なお、現地視察後に県有地である旨の看板を設置済みとのことである。	令和 2 年12月に県有地である旨の看板を設置した。
意見 2 9	地域振興課	ホテル施設部分の貸付けによる効果測定 【珠洲リフレッシュ施設】	ホテル施設は、奥能登地域の観光交流拠点として開発公社が建設したものであり、また、長期的に運営しているものであることから、開発公社において、定期的に貸付期間中の状況の変化や奥能登地域全体の観光振興への効果に関する情報を十分に整理する必要がある。	開発公社において、令和3年4月1日付で締結した使用貸借契約の起案時に効果測定を行い、当該施設が奥能登地域全体の観光振興に効果があることを確認した。
意見 3 0	地域振興課	取締役会の開催頻度 【 " 】	会社法第363条第 2 項によれば、株式会社の代表取締役は3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を取締役に報告しなければならないとされているが、鉢ヶ崎社では、開催間隔が3か月を超える場合があることから、取締役会を少なくとも3か月に1度開催するよう、株主として求める必要がある。	鉢ヶ崎社に対して3か月に1度の取締役会の開催を提言したものの、令和3年度は開催間隔が3か月を超える期間が生じたため、再度提言したところであり、今後は3か月に1回開催される予定である。
意見 3 1	地域振興課	取締役会の開催方法 【 " 】	取締役会の開催について、鉢ヶ崎社が遠隔地に所在すること等により、開催頻度を高めることが困難ということであれば、取締役会はウェブ会議等により開催することも許容されていることから（参考：会社法施行規則第101条第 3 項第 1 号参照）、ウェブ会議等による開催を提案する必要がある。	鉢ヶ崎社に対してウェブ会議での開催を提案したところ、令和3年度は取締役会についてウェブ会議が取り入れられ、県庁からはオンラインで出席した。
意見 3 2	地域振興課	経営会議等の開催 【珠洲リフレッシュ施設】	会社の業績が悪化している場合、月次損益を早期に把握し、会社幹部に情報共有して対策を立てるため、毎月、経営会議等の会議を行うのが一般的であるが、開催されていないため、経営会議等を開催するよう、株主として求める必要がある。経営会議等の参加者は、例えば、代表取締役、社外取締役以外の取締役、鉢ヶ崎社の管理職の従業員等とし、取締役会との差別化を図るため、取締役や監査役を全員招集する必要はないと考えられる。	(意見32、33共通) 鉢ヶ崎社に対して、経営会議等の開催や他の役員への議事内容の共有を提言した。 同社の直近の経営状況は、令和2年度決算は黒字、令和3年度中間決算も黒字であり、直ちに経営会議等の開催が必要な状況ではないが、今後は必要に応じて、経営会議等の開催を求めるとともに、資料を役員で共有するなど、月次の経営状況の把握に努めてまいりたい。
意見 3 3	地域振興課	経営会議等の議事録作成 【 " 】	経営会議等を開催する場合、議事録を作成し、参加しなかった取締役や監査役が議事内容を把握できるようにする必要がある。	
意見 3 4	公園緑地課	ウェルネス施設部分の貸付けによる効果測定 【 " 】	ウェルネス施設は、奥能登地域のスポーツ・レクリエーションを通じた健康づくりの拠点として県が建設したものであることから、奥能登地域全体の健康増進への効果が発現しているかどうか十分に検討する必要があるため、定期的に貸付期間中の状況の変化や奥能登地域全体の健康増進への効果に関する情報を十分に整理する必要がある。	令和 2 年度に珠洲市から珠洲リフレッシュ施設の利用状況や事業取組状況等について報告いただき、状況把握を行った。 引き続き、各年度末に珠洲リフレッシュ施設の状況把握を行っていく。
意見 3 5	公園緑地課	貸与物品の管理 【 " 】	県が珠洲市に貸し付けている物品が適切に管理されていないため、物品の棚卸を珠洲市と指定管理者に任せるとはならず、県も棚卸に立ち会う等して、物品の管理状況を確認する必要がある。	令和 2 年度に珠洲市立ち会いのもと現物確認を行うとともに、珠洲市から物品の棚卸報告書を提出いただき、適切に管理されているか確認した。 引き続き、各年度末に物品の管理状況を確認していく。

	部課名	概要	指摘事項・意見の内容	左記措置
意見36	公園緑地課	簡易な補修の実施 【石動山資料館】	塗装が剥げて錆が目立つ箇所が散見された。錆が目立つことにより来館者がいい印象を持たず、来館者の減少につながる可能性があるため、錆を除去したうえで、柱に再塗装を行う等、簡易な補修を検討する必要がある。	令和3年9月に柱の再塗装を実施した。
意見37	建築住宅課	県営久手川団地の設備更新 【県営住宅】	県営久手川団地の一部の部屋には風呂が備え付けられておらず、入居者の負担で備え付け、退去時には原状回復する必要があるとのことであるが、市営住宅には風呂設備があり、風呂設備の有無が入居率が相対的に低い要因となっている可能性があることから、県営住宅にも風呂設備の設置を行い、入居率を高める必要がある。	比較的需要が見込まれる1階の住戸より風呂設備設置の対応を行い、入居率の向上を図っている。
意見38	農業基盤課	いしかわ農業公園 (仮称)における調整池の管理 【いしかわ農業公園 (仮称)】	調整池の機能が低下している場合は、浚渫等を行い、調整池の機能を回復させる必要がある。	調整池の容量が不足するといった機能の低下は生じていないが、管理上、草木が水流の阻害となる可能性があるため、令和4年2月に伐採・除去した。
意見39	生産流通課 管財課	価格の修正 【ふれあい温室、ふれあいの家、ふれあいセンター】	現状、特殊事情や需給関係による価格の修正は、売却や有償貸付けが決定した時点で実施するというところであるが、価格の修正履歴は公有財産台帳に記録されるため、あらかじめ修正しておく必要がある。後に売却や有償貸付けが決定し、対価を決定するに当たって担当者が、改めて詳細な実態調査を実施することなく、効率的に状況を把握できると思われる。 したがって、温度を一定に保つ機能が失われている温室は、特殊事情による価格の修正を検討する必要がある。	現状、特殊事情や需給関係による価格の修正は、売却や有償貸付けが決定した時点で実施していることから、特殊事情等による価格の修正が必要と判断された場合には、適切に価格修正を行う。
意見40	生産流通課	旧押水放牧場用地の処分と状況把握 【旧押水放牧場】	旧押水放牧場用地のうち、かほく市側は処分に調整を要すると考えられることから、意見01に記載した土地の利活用状況に関する全庁的な把握を実施する際、適切な区分を行う必要がある。	当該財産は、財産所管課において利活用の見込みがない財産であるが、立地状況が悪く(大規模画地等)売却処分等が難しい。 また、意見02のとおり他部局へ情報提供したところであるが、現時点では他部局でも利活用の見込みがない状況である。 引き続き、適切な財産管理に努め、処分や貸付等の利活用が可能な状況になれば適切に対応する。
意見41	生産流通課	地目等の修正検討 【 " " 】	旧押水放牧場用地の地目等について、現況に合う適切なものに修正するかどうか検討する必要がある。	法務局に確認したところ、「大半が遊休地とはいえ、一部分は牧草の採草地として現在も使用しており、土地の使用・不使用に関係なく、現時点で牧草地として土地の現況(用途)に変更がない場合は、地目の変更は不要」とのことだった。今後、地目変更が必要な状況になれば適切に対応する。
意見42	庶務課	旧門前高等学校教職員公舎用地の処分と状況把握 【旧門前高等学校教職員公舎】	旧門前高等学校教職員公舎用地は、処分に調整を要すると考えられることから、意見01に記載した土地の利活用状況に関する全庁的な把握を実施する際、適切な区分を行う必要がある。	当該財産は、財産所管課において利活用の見込みがない財産であるが、立地状況が悪く(不整形等)売却処分等が難しい。 引き続き、適切な財産管理に努め、処分や貸付等の利活用が可能な状況になれば適切に対応する。 なお、当該財産については、意見01の調査結果から、他部局での利用の可能性は非常に低いため、情報提供は行っていない。

	部課名	概要	指摘事項・意見の内容	左記措置
意見 4 3	庶務課	地目等の修正検討 【 " 】	旧門前高等学校教職員公舎用地の地目等について、現況に合う適切なものに修正するかどうか検討する必要がある。	法務局に確認したところ、「現状は土地の利用目的が定まっていないため、地目変更はできない」とのことだった。今後、地目の変更が必要な状況になれば適切に対応する。
意見 4 4	総務課	他の地権者に対する売却 【旧看護大学】	当該土地が県の事業に利用されないのであれば、接触が比較的容易であると考えられるかほか市等に売却することを検討する必要がある。また、売却の検討に当たっては、管財課等、土地の売却に精通した課の協力を得るのが効率的であると考えられる。	意見02のとおり他部局へ情報提供したところであるが、他部局で利活用の見込みがない場合は、かほく市の意向を確認する。
意見 4 5	管財課	使用料見直しの検討 【旧金沢教育事務所】	当該土地に給水管及び雨水排水管が埋設されることにより、当該土地の用途が制限されるのであるから、貸付面積の見直しの余地がないかどうか検討する必要がある。	貸付内容等、現状に変更がないことから、貸付面積の見直しは難しい。 これまで貸付先の社会福祉法人に対し、購入を打診しており、今後とも継続して交渉していく。
意見 4 6	厚生政策課	地目等の修正検討 【旧宇出津保健所所長公舎建設用地、旧輪島保健所宇出津支所】	旧宇出津保健所所長公舎建設用地、旧輪島保健所宇出津支所の地目等について、現況に合う適切なものに修正するかどうか検討する必要がある。	法務局に確認したところ、「建物を建てるなど土地の利用状況に変更がない場合は、地目の変更は不要。地目は登記時の状況であり、現況と違う場合があるが、使用用途が変わっていないならば、地目変更の必要はない。」との回答だった。 今後、地目の変更が必要な状況になれば適切に対応することとしたい。
意見 4 7	自然環境課	木ノ浦健民休暇村野営場の存否 【木ノ浦健民休暇村野営場】	廃止、継続等、パターン別の事業計画を早期に策定し、できる限り早期に存否を決定し、次回の行政経営プログラム更新に影響を及ぼさないように対応する必要がある。	野営場については、施設の維持管理のため、H30年度に自然環境整備交付金を活用し、トイレを改修している。このため、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律により、施設の処分等については、国の承認が必要となる。 一方、野営場の利用者数は、近年のアウトドア人気により増加傾向にある。(R1:333人、R2:500人、R3:570人) このことから、野営場の廃止・継続等の検討については、引き続き利用状況等を踏まえた上で、慎重に判断することとしたい。
意見 4 8	自然環境課	中宮温泉野営場の存否 【中宮温泉野営場】	廃止、継続等、パターン別の事業計画を早期に策定し、できる限り早期に存否を決定し、次回の行政経営プログラム更新に影響を及ぼさないように対応する必要がある。	野営場については、白山国立公園の集団施設地区内にあり、当該地区内の施設については、国による三位一体改革以降、順次、環境省が施設整備を実施している。 このことから、野営場の廃止・継続等の検討については、引き続き環境省の意向・計画を踏まえた上で、慎重に判断することとしたい。
意見 4 9	森林管理課	旧高性能林業機械保管庫の有償貸付検討 【旧高性能林業機械保管庫】	貸付料の見積もりを行い、貸付け候補先に提示する等して、有償貸付契約へ向けて情報を整理する必要がある。なお、当該建物及び土地の評価額から貸付料を試算し、候補先に提示中であるとのことである。	貸付候補先と貸付条件について協議しており、令和4年度、有償貸付契約を締結予定である。

	部課名	概要	指摘事項・意見の内容	左記措置
意見 5 0	庶務課	能登高等学校生和園農場の活用方策等の検討 【能登高等学校生和園農場】	財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第 3 条第 3 号によると、寄附された財産の用途を廃止し、普通財産をその寄附者等に譲渡する際は、譲与又は時価よりも低い価額で譲渡することができることとされていることから、能登町へ譲与又は時価よりも低額で譲渡する選択肢も念頭に入れて、活用方策等を検討していく必要がある。	能登町へ購入や借受を打診したところ、使用する見込みはないとの回答だった。引き続き、活用方策等を検討する。
意見 5 1	会計課	境界確認の実施 【旧津幡警察署職員公舎13号】	管財課や法律専門家への相談により境界確認を進める必要がある。	令和3年度に、法務局と相談し、境界確認の手続きを進めていたが、境界確認に至らなかった。 引き続き、管財課や法務局とも相談し、対応を検討する。
意見 5 2	監理課	現状有姿による売却 【奥能登土木総合事務所所長公舎】	売却を行う場合は、通常建物を解体しているが、一戸建て住宅等であれば、現状有姿での売却にも需要がある可能性がある。当該建物に関しては、老朽化による安全上の問題等を勘案すると、解体という選択肢も一理あるが、今後、建物付きの土地の売却に当たっては、解体ありきではなく、現状有姿による売却可能性の有無も検討する必要がある。	建物付きの土地の売却については、関係課とも相談のうえ、建物の老朽度合等を勘案し判断する。
意見 5 3	監理課	石川県建築基準条例第 5 条の要件確認 【 " 】	当該土地はがけの上にあるため、石川県建築基準条例第 5 条の要件を満たした上で売却すべきか、それとも買主側の責任で要件を満たすべきものなのか決定するために、関係機関及び専門家の意見を聞きながら検討を進めていく必要がある。	引き続き、市道に接する擁壁の維持管理等を含め関係機関等の意見を聞いて適切な処分等が行えるよう検討する。
意見 5 4	人事課 管財課	石川県職員住宅貸与及び管理要綱の見直し 【職員住宅・公舎】	職員住宅・公舎の貸与条件を緩和する等して、入居率を高める必要がある。	(人事課) 職員第 2 独身寮については、現在、入居条件を35歳未満の独身者に限るなど貸与条件を他の職員住宅よりも制限していることから、貸与条件を緩和、単身者の入居も認めるよう要綱の改正を行い、令和 4 年 4 月 1 日から施行した。 (管財課) 定期募集の際に、室内及び外観の写真等、より詳細な情報を提供し、入居率の増加につなげたい。
意見 5 5	人事課 管財課	金沢市に所在する職員住宅・公舎の売却検討 【 " 】	金沢市内の職員住宅・公舎は、県の中で土地取引が多い地域に所在する[1]ことから、必要に応じて売却も視野に入れて、職員住宅・公舎の廃止・集約を進める必要がある。	(人事課) これまでも金沢市内の職員住宅を廃止した際には、建物の解体、分筆等を行い、県有地入札により売却を行ってきた実績がある。 貸与条件の見直しなど入居率向上の施策を実施したうえで、廃止、集約が妥当と判断された場合には、売却を視野に廃止、集約を進めることとしたい。 (管財課) これまでも職員住宅・公舎の統廃合を進めており、今後の廃止等については、老朽化の度合いや入居の状況を勘案し判断していきたい。

	部課名	概要	指摘事項・意見の内容	左記措置
意見 5 6	人事課 管財課	職員住宅・公舎の廃止・集約に係る基本方針の推進 【 " 】	職員住宅・公舎の廃止・集約に係る基本方針に従って、必要に応じて職員住宅・公舎の廃止・集約を進める必要がある。	(人事課) 人事異動による一定の入居者がいるものの、建物の老朽化により、適切な管理が難しくなっていることから、例年実施している建物調査の結果や、入居者の状況、周辺の住宅事情などを踏まえ、廃止・集約の方針を決定したい。 (管財課) これまでも職員住宅・公舎の統廃合を進めており、今後の廃止等については、老朽化の度合いや入居の状況を勘案し判断していきたい。
意見 5 7	会計課	鶴来公舎 2 号、3 号の取扱い 【警察職員公舎・宿舎】	鶴来公舎 2 号、3 号は、売却を検討する必要がある。売却を行う場合は、通常建物を解体しているが、一戸建て住宅等であれば、現状有姿での売却にも需要がある可能性がある。当該建物は、いわゆる新耐震基準以後に建築されていることから、売却に当たっては解体ありきではなく、現状有姿による売却可能性の有無も検討する必要がある。	昭和59年に建築され、老朽化が著しく入居も見込めないことから、今後、建物解体及び土地の処分を行うこととする。
意見 5 8	会計課	職員公舎 2 号の取扱い 【 " 】	職員公舎 2 号は、入居者がいない状況に至ってから間もないことから、売却を検討するまでの対応は不要と考えるが、入居者がいない状況が継続するようであれば、現状有姿による売却可能性の有無を検討する必要がある。	昭和53年に建築され、建物は老朽化が著しく、入居も見込めないことから、令和3年度に解体を実施した。 土地は、輪島市からの借地につき、解体工事完了後、市に返還を行うこととする。
意見 5 9	会計課	能登旭荘の取扱い 【 " 】	能登旭荘は、入居者がいない状況に至ってから間もないことから、設備の老朽化・陳腐化の状況を把握し、必要に応じてリフォームを行う等して、入居率を高める必要がある。	昭和51年に建築され、建物の老朽化が著しいことから、今後、建物解体及び土地の処分を行うこととする。
意見 6 0	管財課	長期間応札がなく売却価格が低下している物件	県のインターネットサイトで公開されている物件調書に載せている参考情報について、文章による説明に加えて、現地の画像を添付するなど、物件の購入を検討する者に与える情報を充実させ、可能な限り短期間で売却できる可能性を高める必要がある。なお、本報告書作成時に県のインターネットサイトを閲覧したところ、現地の画像が添付されていることが確かめられた。	現在はインターネットサイトに現地の画像を添付し、物件情報の充実を図っている。
意見 6 1	庶務課	公有財産台帳保管の厳格化	公有財産台帳を書庫に保管し、キャビネット内に保管するのと同程度の扱いにする必要がある。なお、今後は登記嘱託書など財産関係の重要書類と一緒に、キャビネット内で厳重に保管していくこととしたことである。	登記嘱託書など財産関係の重要書類と一緒に、キャビネット内で厳重に保管している。
意見 6 2	管財課	売却済み物件に関する固定資産台帳簿価の残存	令和 2 年度末の固定資産台帳を作成する際、除却の処理を行い、誤りを修正する必要がある。	令和 2 年度末の固定資産台帳作成時に除却の処理を行い修正した。

意見 6 3

部課名	概要	指摘事項・意見の内容	左記措置
学校指導課	固定資産台帳における所管課の変更漏れ	令和 2 年度末の固定資産台帳を作成する際、所管課を変更する処理を行い、誤りを修正する必要がある。	管財課からの固定資産台帳の更新等についての依頼文書を受け、土地、建物、及び工作物について所管換えのための入力を行い令和 3 年 7 月に管財課へ提出した。